

**専門職大学設置基準等と専門職大学機関別評価基準との対比表（一般社団法人日本大学基準協会）**

**1. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令**

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、・・・大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、それぞれ適合していること。</p>	<p>以下、専門職大学設置基準との対比表を参照。</p>
<p>二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。</p>	<p>すべての基準（基準 1～7）</p> <p>本評価では、「教育研究等の水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資する」ための目的を定め、その目的を達成するための基本の方針を策定し、その方針にしたがって評価基準として、七つの基準を設け、それぞれについて【本基準の趣旨】を明記している。（添付資料インデックス 01-02）</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p>	
<p>イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p>
<p>ロ 教員組織に関すること。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p>
<p>ハ 教育課程に関すること。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p>
<p>ニ 施設及び設備に関すること。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p>

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学 機関別認証評価基準
ホ 事務組織に関すること。	基準 4 教育研究組織・教育研究環境
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。	基準 3 教育課程・学修成果 基準 5 学生
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。	基準 1 使命・目的 基準 3 教育課程・学修成果 基準 5 学生
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。	基準 2 全学的な内部質保証システム
リ 財務に関すること。	基準 7 管理・運営及び財務
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。	7つの基準で構成されており、イからリに掲げるもののほか、教育研究活動等に関することについても評価できることを明示している。
二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。	専門職大学機関別認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程において、「基準 2 全学的な内部質保証システム」について、評価の観点のうち「基本的な観点」と「質向上の観点」の両方をすべて満たしている場合にのみ「基準を満たしている」と評価することを規定している。（添付資料インデックス 01-05-1 頁）
三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。	専門職大学機関別認証評価実施要綱の「6. 評価の基本スケジュールと概要」において、本協会の示す「自己点検・評価報告書作成の手引き」に基づき、「自己点検・評価報告書」を作成の際、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置についての記述することを求め、設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認することとしている。（添付資料インデックス 01-07-6～7 頁）
四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。	専門職大学機関別認証評価実施要綱の「3. 評価の実施体制」において、国公立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者（高等学校、地方公共団体、民間企業等）、当該専門職大学の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から対象専門職大学を適

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学 機関別認証評価基準
	切に評価しうる評価員を配置すると規定している。（添付資料インデックス 01-07-3 頁）

**2. 専門職大学設置基準**

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<b>第一章 総則</b>	
(趣旨) 第一条 1～2 (略) 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	すべての基準において、関連する参照法令を明記し法令適合性を確認している。さらに、教育研究活動の水準の向上に資するために、大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、基本的な観点に関しては「優れた点」、「改善が必要な点」「参考意見」、質向上の観点に関しては「優れた点」を記述することとしている。（添付資料インデックス 01-05-2 頁）  基準 2 全学的な内部質保証システム 関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-3 頁）
(教育研究上の目的) 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	基準 1 使命・目的 1-3 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていること。
(入学者選抜) 第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 (略)	基準 5 学生 5-3 学生の受入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続きを設定していること。 5-7 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めていること。
(教員と事務職員等の連携及び協働) 第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的	基準 4 教育研究組織・教育研究環境 4-21 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>営されていること。</p> <p>基準 7 管理・運営及び財務            7-4 法人及び大学の運営に関する業務、その他教育研究活動に必要な事務組織を設けていること。また、その事務組織が適切に機能しており、教員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われていること。</p>
<p><b>第二章 教育研究上の基本組織</b></p>	
<p>(学部)            第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-1 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。            4-23 法令に則って適切に学部、学科、課程等が組織されていること。</p>
<p>(学科)            第六条 学部には、専攻により学科を設ける。            2 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-23 法令に則って適切に学部、学科、課程等が組織されていること。            4-31 教育研究環境について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されており、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行われていること。</p>
<p>(課程)            第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-23 法令に則って適切に学部、学科、課程等が組織されていること。</p>
<p>(学部以外の基本組織)            第八条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-9 頁）            4-31 教育研究環境について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されており、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行わ</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>一 教育研究上適当な規模内容を有すること。</p> <p>二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。</p> <p>三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>れていること。</p>
<p><b>第三章 収容定員</b></p> <p>第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準 7 管理・運営及び財務</p> <p>7-3 収容定員は、学科又は学部を単位とし、学部ごとに学則に定めていること。また、教育上の諸条件を考慮して定員数を設定し、管理していること。</p>
<p><b>第四章 教育課程</b></p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-2 教育課程の編成及び授業科目の内容がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、体系的であり相応しい水準であること。</p> <p>3-18 専攻に係る職業を取り巻く状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について不断の見直しを行っていること。</p> <p>3-21 産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。なお、①～③は最低 1 人以上とし、構成員の過半数は学外の者としていること。（以下、省略）</p> <p>3-23 カリキュラムは、社会人としての広い教養やコミュニケーション能力、高い職業倫理観をもつ人材を養成する観点から適切に編成されていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-21 産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。なお、①～③は最低 1 人以上とし、構成員の過半数は学外の者としていること。</p> <p>① 学長が指名する教員その他の職員。</p> <p>② 当該専門職大学の課程に係る職業の就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの。</p> <p>③ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者。</p> <p>④ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者。</p> <p>⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認めるもの。</p>
<p>(連携開設科目)</p> <p>第十一条の二 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十三条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-4 頁)</p>
<p>(教育課程の編成方法)</p> <p>第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-20 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。            (専門職大学の授業科目)            第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。            一～四 (略)</p>	<p>に分け、これを各年次に配当して編成していること。            基準 3 教育課程・学修成果            3-26 基礎科目、職業専門科目、専攻展開科目、総合科目が段階的に、適切に開設されていること。</p>
<p>(単位)            第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。            2～3 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-4 頁)</p>
<p>(一年間の授業期間)            第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>3-6 履修科目の登録の上限設定などの取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。</p>
<p>(各授業科目の授業期間)            第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	
<p>(授業を行う学生数)            第十七条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            3-19 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の規定に則して設定されていること。</p>
<p>(授業の方法)            第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。            2～4 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-4 頁)            3-31 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらを併用して行っていること。また、法令に則って適切に一単位あたりの授業時間を設定していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
	3-22 理論教育と実務教育の架橋を図るために、産業界・社会との連携、カリキュラム編成、授業の内容・方法・場所、履修方法等について法令に則り適切な工夫がなされていること。
(成績評価基準等の明示) 第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 (略)	基準 3 教育課程・学修成果 3-7 成績評価、単位認定の基準および方法が、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示されていること。 3-8 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正および厳格に行われていること。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	基準 3 教育課程・学修成果 3-13 授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行っていること。
(昼夜開講制) 第二十一条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。	基準 3 教育課程・学修成果 関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-4 頁）  基準 4 教育研究組織・教育研究環境 4-26 夜間又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、施設の利用について教育研究に支障のないよう、適切に配慮すること。
<b>第五章 卒業の要件等</b>	
(単位の授与) 第二十二条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。	基準 3 教育課程・学修成果 3-8 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正および厳格に行われていること。
(履修科目の登録の上限) 第二十三条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録	基準 3 教育課程・学修成果 3-6 履修科目の登録の上限設定などの取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。



専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(連携開設科目に係る単位の認定)</p> <p>第二十三条の二 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-9 学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該専門職大学に入学前に修得した単位を、当該専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。</p>
<p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（第三十条第五項の規定により修了の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職大学の前期課程（以下「夜間等三年制前期課程」という。）にあつては、三十単位））を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第二十五条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-6 履修科目の登録の上限設定などの取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。</p> <p>3-8 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正かつ厳格に行われていること。</p> <p>3-9 学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該専門職大学に入学前に修得した単位を、当該専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(入学前の既修得単位等の認定)            第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。            2～4（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-4 頁）</p> <p>3-9 学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該専門職大学に入学前に修得した単位を、当該専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。</p>
<p>(長期にわたる教育課程の履修)            第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            3-33 多様な学生が在籍することを鑑み、法令に則り、計画的に修業年限を越えて履修できる仕組みを整備していること。</p>
<p>(科目等履修生等)            第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。            2～5（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-4 頁）</p> <p>3-6 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。            3-8 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公平かつ厳格に行われていること。</p>
<p>(卒業の要件)            第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。            一 専門職大学に四年以上在学すること。            二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-4 頁）</p> <p>3-35 実習等による授業科目の 40 単位以上（このうち「臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実習をいう。）での単</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>合科目に係る四単位以上を含む。) を修得すること。</p> <p>三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない理由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。</p> <p>四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。 （以下、省略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>位 20 単位以上) が卒業要件に規定されていること。</p>
<p>（前期課程の修了要件）</p> <p>第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号にいずれにも該当することとする。</p> <p>一 専門職大学の前期課程に二年以上在学すること。</p> <p>二 六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。</p> <p>三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない理由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。</p> <p>四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない理由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果          関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02- 4 頁）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p><b>第六章 教員組織</b>            (教員組織)            第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。            2～4 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-1 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。</p>
<p>(授業科目の担当)            第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。）に担当させるものとする。            2 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-9 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。</p>
<p>(授業を担当しない教員)            第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-3 専任教員数に対して、法令上の基準を遵守していること。</p>
<p>(専任教員)            第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。            2～3 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。</p>
<p>(専任教員数)            第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-3 専任教員数に対して、法令上の基準を遵守していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>計した数以上とする。</p> <p>(実務の経験等を有する専任教員)</p> <p>第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-5 専任教員のうち実務の経験を有する専任教員の割合は、必要とされる専任教員数のおおむね 4 割以上であること。</p> <p>4-6 実務経験等を有する専任教員のうち、半数以上は大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者又は、博士の学位、修士の学位又は、学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者で構成されていること。</p>
<p><b>第七章 教員の資格</b></p> <p>(学長の資格)</p> <p>第三十七条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-9 頁）</p>
<p>(教授の資格)</p> <p>第三十八条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-9 頁）</p>
<p>(准教授の資格)</p> <p>第三十九条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-9 頁）</p>
<p>(講師の資格)</p> <p>第四十条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～二（略）</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-9 頁）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(助教の資格)            第四十一条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。            一～三 (略)</p>	<p>頁)            基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。            関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-9 頁)</p>
<p>(助手の資格)            第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。            一～二 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-2 教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。            関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-9 頁)</p>
<b>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等</b>	
<p>(校地)            第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。            2～3 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-27 校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。            4-30 校地は、教育にふさわしい環境をもち、学生が自習や休息、交流などに必要な空間を整備し、適切に利用されていること。</p>
<p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)            第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。            2～3 (略)</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-27 校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。            基準 7 管理・運営及び財務            7-8 教育実践の発展に合わせて施設設備を定期的に点検、更新、改修、拡充し、学修環境を改善していること。また、そのための体制、財源を整備していること。</p>
<p>(校舎等施設)            第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-28 専門職大学は、その組織及び規模に応じて学長室、会議室、事務室、研究室、図書館、医務室等を適切に備えていること。            4-25 法令を遵守し、教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されていることを保障してい</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6（略）	ること。 4-26 夜間又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、施設の利用について教育研究に支障のないよう、適切に配慮すること。
（校地の面積） 第四十六条 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。 2～4（略）	基準4 教育研究組織・教育研究環境 4-27 校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。 4-26 夜間又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、施設の利用について教育研究に支障のないよう、適切に配慮すること。
（校舎の面積） 第四十七条 校舎の面積は、・・・複数の学部を置く専門職大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第六十四条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。	基準4 教育研究組織・教育研究環境 4-27 校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。  基準7 運営・管理及び財務 関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）
（図書等の資料及び図書館） 第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書	基準4 教育研究組織・教育研究環境 4-24 図書館は、適切に専門職員を配置し、学生の学習と教員の教育研究活動のために環境を整えていること。また、専門職大学の

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>館を中心に系統的に備えるものとする。            2～5（略）</p>	<p>学生の学習及び教育研究のために十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。</p>
<p>（附属施設）            第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。（以下、省略）            2（略）</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-29 専門職大学は専門職設置基準第四十九条に規定する施設を適切に有していること。</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<p>（実務実習に必要な施設）            第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-25 法令を遵守し、教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されていることを保障していること。</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務            関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<p>（機械、器具等）            第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-25 法令を遵守し、教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されていることを保障していること。</p> <p>基準 7 管理・運営及び財務            7-8 教育実践の発展に合わせて施設設備を定期的に点検、更新、改修、拡充し、学修環境を改善していること。また、そのための体制、財源を整備していること。</p>
<p>（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）            第五十二条 専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障の</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            4-7 二以上の校地において教育を行う場合は、法令上の規定に則して、適切に教員を配置していること。</p>



専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>ないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>基準 7 運営・管理及び財務          関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<p>（教育研究環境の整備）          第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>基準 7 管理・運営及び財務          7-8 教育実践の発展に合わせて施設設備を定期的に点検、更新、改修、拡充し、学修環境を改善していること。また、そのための体制、財源を整備していること。</p>
<p>（大学等の名称）          第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。          2（略）</p>	<p>基準 1 使命・目的          関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-1 頁）</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務          関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<b>第九章 事務組織等</b>	
<p>（事務組織）          第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境          4-20 教育研究活動等が適切に行われるためにふさわしい事務組織を備えていること。</p>
<p>（厚生補導の組織）          第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>基準 5 学生          5-13 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されていること。          5-14 各種ハラスメントに関する規定及び相談体制を整備し、効果的に支援を行っていること。          5-15 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されていること。          5-16 配慮が必要な学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されていること。          5-17 学生の卒業を見越したキャリア形成、進路選択などに係る相談・支援を整備し、効果的に支援を行っていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)</p> <p>第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-18 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていること。特に実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めていること。</p> <p>4-19 ファカルティ・ディベロップメントが教育の質の向上や授業の改善に結びついていること。</p> <p>4-20 教育研究活動等が適切に行われるためにふさわしい事務組織を備えていること。</p> <p>4-21 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。</p> <p>基準 5 学生        関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-11 頁)</p>
<p>(研修の機会等)</p> <p>第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>4-18 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていること。特に実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の治験の充実に努めていること。</p> <p>4-19 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていること。</p> <p>4-22 事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入(スタッフ・ディベロップメント)など、必要な改善が行われていること。</p>
<p><b>第十章 共同教育課程に関する特例</b></p> <p>(共同教育課程の編成)</p> <p>第五十九条 二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められ</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>る場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。（以下、省略）</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>（共同教育課程に係る単位の認定）</p> <p>第六十条 構成専門職大学は、学生が当該構成専門職大学のうち一の専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学のうち他の専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>（共同学科に係る卒業等の要件）</p> <p>第六十一条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>（共同教育課程に係る専任教員数）</p> <p>第六十二条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p> <p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別専任教員数」という。）以上とする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>頁)</p>
<p>（共同学科に係る校地の面積）</p> <p>第六十三条 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<p>（共同学科に係る校舎の面積）</p> <p>第六十四条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「専門職大学別校舎面積」という。）以上とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>
<p>（共同学科に係る施設及び設備）</p> <p>第六十五条 前二条に定めるもののほか、・・・共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p> <p>基準 7 運営・管理及び財務</p> <p>関連する参照法令に明記している。（添付資料インデックス 01-02-13 頁）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>備えることを要しない。</p> <p><b>第十一章 国例連携学科に関する特例</b></p> <p>（国際連携学科の設置）</p> <p>第六十六条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>（国際連携教育課程の編成）</p> <p>第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。（以下、省略）</p> <p>2（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>（共同開設科目）</p> <p>第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>（国際連携教育課程に係る単位の認定）</p> <p>第六十九条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>(国際連携学科に係る卒業等の要件)            第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。            2～5 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>
<p>(国際連携学科に係る専任教員数)            第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p> <p>基準 4 教育研究組織・教育研究環境            関連する参照法令に明記している。(添付資料インデックス 01-02-9 頁)</p>
<p>(国際連携学科に係る施設及び設備)            第七十二条 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。            2 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果            3-17 共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。</p>

### 3. 専門職大学に関し必要な事項について定める件

専門職大学に関し必要な事項について定める件	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>第一条 専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が</p>	<p>一 (準用規定のため)</p>

専門職大学に関し必要な事項について定める件	専門職大学 機関別認証評価基準
定める基準等を定める件)の規定を準用する。	
<p>第二条 専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。</p>	— （準用規定のため）
<p>第三条 専門職大学設置基準第十八条第二項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。（以下、省略）</p>	— （準用規定のため）
<p>第四条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。</p>	— （読み替え規定のため）
<p>第五条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	— （読み替え規定のため）
<p>第六条 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前</p>	基準 3 教育課程・学修成果

専門職大学に関し必要な事項について定める件	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。            (以下、省略)</p>	<p>3-9 学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該専門職大学に入学前に修得した単位を、当該専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。</p>
<p>第七条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。            一～五 (略)            2 (略)</p>	<p>基準 3 教育課程・学修成果</p> <p>3-39 臨地実務実習を行う際は、労働関係法令に違反することにならないよう十分注意し、実習先事業者と認識を共有していること。</p> <p>3-40 臨地実務実習の授業科目の開設は、実習先事業者と協議して作成した実施計画に基づき行われていること。</p> <p>3-41 実施計画の作成主体は専門職大学であり、実施計画には以下の事項が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所。</li> <li>② 受け入れる学生の数</li> <li>③ 実習指導者の配置</li> <li>④ 成績評価の基準及び方法</li> <li>⑤ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い</li> <li>⑥ 実習中の災害補償及び損害賠償責任</li> <li>⑦ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項</li> </ul>
<p>第八条 専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大</p>	<p>一 (読み替え規定のため)</p>



専門職大学に関し必要な事項について定める件	専門職大学 機関別認証評価基準
<p>学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	— （読み替え規定のため）
<p>第十条 専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。（以下、省略）</p>	— （準用規定のため）
<p>第十一条 専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。（以下、省略）</p>	— （準用規定のため）